

TOP > [がん診療支援](#) > [画像診断コンサルテーション・サービス](#)

画像診断コンサルテーション・サービス

更新日:2007年06月05日 掲載日:2006年10月01日

1. CIS画像診断コンサルテーション・サービスについて
2. このサービスのしくみ
3. 利用にあたってご了解いただく事項
4. コンサルテーション依頼のしかた
5. 診断意見報告書の発行・送付について
6. 「がん診療画像レファレンスデータベース」への症例登録について
7. 診断意見報告後の経過報告について
8. 今後のサービスについて
9. FAQ
10. お問い合わせ等 連絡先

がんが疑われる病変の放射線画像診断について、全国のがん診療連携拠点病院の放射線科医から、各臓器がんを専門とする画像診断医への相談(コンサルテーション)をお受けします。画像診断コンサルテーションを希望する方は下記の点をふまえて、「4. コンサルテーション依頼のしかた」に従ってご依頼下さい。

1. CIS画像診断コンサルテーション・サービスについて

がん対策情報センターが提供するこの「CIS画像診断コンサルテーション・サービス」は、がん診療連携拠点病院にあってがんの画像診断に従事している放射線科医を支援するものです。各病院の放射線科医はさまざまな臓器・領域のがんの画像診断を行います。日常業務のなかではその臓器・領域の専門家でないとなかなか診断の難しい病変に稀ならず遭遇するものです。また、それぞれの診療科から要求される画像診断情報は日々高度に専門化し、放射線科医にも高い専門性を求められるようになってきています。そこで、各臓器がんの放射線画像診断の経験の多い画像診断医にコンサルタントとして協力をお願いし、より専門性の高い診断意見を提供してもらって、全国のがん診療連携拠点病院の画像診断報告に役立ててもらうことが、このコンサルテーション・サービスの最大の目的です。

あわせて、各病院から診断意見を求めてこのサービスに集まってくる病変のなかには、がんの診断に従事する放射線科医が是非経験しておくべき教育的示唆に富む病変や、誰しもうかがいすべき病変、なかなか経験できない稀な病変などが含まれているはず。こうした貴重な経験を画像アーカイブ情報として整理し、全国の放射線科医が効率よく共有できるようデータベース化して積み重ねていくことがこのサービスのもうひとつの目的です。

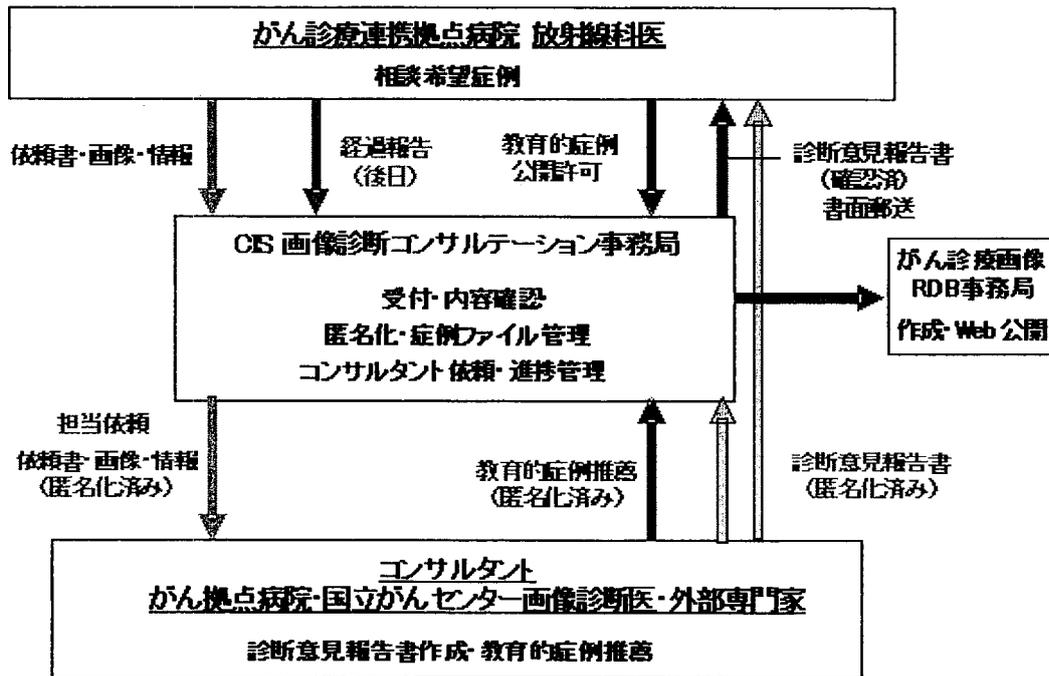
CIS画像診断コンサルテーション事務局は、これらサービスのコーディネーターとなります。この

CIS画像診断コンサルテーション・サービスを上手に利用していただき、直接・間接にわが国のがん診療の均てん化、画像診断技能の向上に役立てられるものに育てていきたいと願っています。

2. このサービスのしくみ

CIS 画像診断コンサルテーション・サービスのしくみ

→ 依頼の流れ → 意見報告の流れ → 経過報告の流れ → 症例公開の流れ



3. 利用にあたってご了解いただく事項

1) 利用できる方および対象画像について

厚生労働省の指定する「がん診療連携拠点病院」に所属する放射線科医であり、がんが疑われる症例の画像診断を専門家に相談したい方からのコンサルテーション依頼をお受けします。手数料はいただきません。

放射線科以外の臨床医、患者さんご本人やご家族などからの直接のご依頼はお受けできません。必ず各病院の放射線科医を介してご依頼下さい。放射線科常勤医の不在施設につきましては、事前に担当責任者を決めて頂く必要がありますので、事務局と相談して下さい。

2) 個人情報保護について(重要)

本サービスのすべてのプロセスにおいて、依頼者は、患者の特定につながる情報(氏名、イニシャル、カルテ番号など)を画像やその他添付資料に記載しないで下さい。診断に重要と考えられる情報(居住地、職業等)を用紙に記載する場合でも患者の特定につながらないようにご配慮下さい。

事務局で受付した依頼症例には、事務局にて独自の受付番号を発行し、依頼者にご連絡します。事務局では、依頼者から送付された症例の検査番号と受付番号の対応表を作成し、厳重に保管します。コンサルタントに送付する依頼書や各資料からは個人を特定できる項目を抹消(書き換え、または目隠しテープ貼付など)して、事務局が発行した受付番号のみを伝えます。従って、診断意見報告書は受付番号によって作成されます。

コンサルタントからは、診断意見報告書と同時に教育的価値が高いと思われる症例が推薦されます。推薦された症例は、国立がんセンター内の評価・審査を経て「がん診療画像レファレンスデータベース」に登録され、インターネットを通じて一般公開されます。このプロセスでは症例はすべて受付番号のみで扱われ、患者個人情報保護に十分配慮して進められます。作業遂行にあたって必要な依頼者(もしくは依頼者所属施設)の了承について、あらかじめ依頼書に記載をお願いしていますが、実際に症例が推薦された場合あらためて許諾について事務局より再度お伺い致しますので、よろしくご協力願います。

3)コンサルタントについて

本サービスのコンサルタントとして、各臓器・領域のがん画像診断の専門家に協力をお願いしています。主として厚生労働省が指定した「がん診療連携拠点病院」および国立がんセンター中央病院・東病院の画像診断医に当方事務局より協力依頼し、さらに一部はそれ以外の外部専門家の協力も仰いでいきます。

4)診断意見報告書・経過報告書について

本サービスで提供される診断意見報告書は、各依頼施設における診断報告書作成過程での参考としていただくためのもので、施設診療記録としての画像診断報告書に代わるものではありません。必要がある場合は各施設において追加報告書等を作成・発行して下さい。各施設における放射線画像診断の最終責任は依頼者にあることを確認してください。

診断意見報告書の臨床上的有効性を検討するため、診断意見の活用状況や各施設での組織学的検討結果などを含めその後の経過について、意見書報告後6ヵ月を目安に事務局までお知らせください。

5)コンサルト症例の二次利用について

がんの画像診断に従事する放射線科医に対して教育的価値が高いと思われる症例をコンサルタントから推薦を受け、依頼者の許諾を得たのち、国立がんセンター内の評価・審査を経て「がん診療画像レファレンスデータベース」に登録します。「がん診療画像レファレンスデータベース」は、医療従事者向け情報としてインターネットを通じて一般公開されます(上記「2)個人情報保護について」をご参照下さい)。匿名性は一貫して保持されます。

コンサルテーションを依頼された症例の報告の際には、その出所である依頼者に優先権があると考えられます。コンサルタントが依頼症例を学術研究資料として使用する際には依頼者の同意のほか、患者の同意を含め各診療施設の倫理規程を遵守することが必要です。その際には、依

頼者をご協力をお願いいたします。また、依頼者が症例報告をする場合でもあらかじめコンサルタントとよく話し合ってください。また、当方事務局にも事前にご一報下さい。

6) 一般的な注意について

コンサルタントからの診断意見報告までは、依頼受付後およそ7日前後を要するものと予想されます。

診断の最終責任は依頼者にあることに留意して下さい。

コンサルタントには無報酬で検討と診断意見報告を依頼するので、コンサルタントにとって過度の負担とならぬよう的確な依頼書の作成と画像の送付を心がけてください。また、臨床資料の記載不備による無理な依頼、過度の枚数の画像の送付、特定の施設からの頻回の依頼などが生じないように配慮願います。

回答が遅れている時やその他の問い合わせは事務局まで連絡ください。

4. コンサルテーション依頼のしかた

コンサルテーションしたい画像をお持ちの方は、最初に利用申込書1)を送付して下さい。依頼が受理されると受付番号を通知しますので、下記2-4)等をそろえて事務局あてに送付してください。送料は依頼者をご負担下さい。

1) CIS画像診断コンサルテーション利用申込書(以下、利用申込書) 必須

画像データ等の送付に先立ち、電子メールにて利用申込書を事務局に送付し、コンサルテーションを依頼する旨を依頼内容の概略とともに事務局にお知らせ下さい。受理可能な場合は受付番号を依頼者へ電子メールにて返信しますので、以下をそろえて事務局あてに送付してください。



利用申込書(PDF:15KB)、



利用申込書(ワード:20KB)

2) CIS画像診断コンサルテーション依頼書(以下、依頼書) 必須

PDFまたはワード形式でダウンロードできます。必須事項をもれなく記入して下さい。適切な意見書入手するために、とくに画像診断の問題点や疑問が明確になるように記載して下さい。依頼書は画像データなどとともに送付して下さい。



依頼書(PDF:20KB)、



依頼書(ワード:21KB)

依頼書には患者の特定につながる患者氏名やイニシャル、カルテ番号などは記載せず、受付番号のみを記載して下さい。

3) 放射線画像データ 必須

コンサルテーションしたい画像データに関しまして、記憶媒体(CD-ROM, DVD, MO, ZIP, JAZ)にDICOM データとして保存したものを送付して下さい。記憶媒体は、破損しないようケースやパッキングなどを利用することを勧めます。やむを得ない場合はフィルム原本を送付することも可能とします。送付いただいた画像は、原則として最終的にはコンサルタントの手元に保管されるものとお考え下さい。

4) 依頼書に付帯する臨床資料

依頼者は、診断の参考となると思われる肉眼写真、X線写真、電顕写真なども可能な範囲でご用意のうえ、依頼書・標本とともに送付して下さい。紙面での送付を含めて媒体や形式は問いませんが、できるだけ電子ファイルとして送付いただけると助かります。ただし、いずれも原則として返却はできないので、複製していただく等ご注意ください。

送付資料には患者の特定につながる情報(氏名、イニシャル、カルテ番号など)は記載しないで下さい。画像診断に重要と考えられる情報(居住地、職業等)を用紙に記載する場合でも患者の特定につながらないようにご配慮願います。

5. 診断意見報告書の発行・送付について

コンサルタントの診断意見は診断意見報告書により回答されます。

報告書は原則として二通りの方法で依頼者に送られます。

1) 指定されたアドレスや番号に、コンサルタントから電子メール添付またはFAXで送信されます。2) その後、事務局にて内容の整合性等を確認後、書面にて郵送します(これを最終報告とします)。

上記の報告方法で不都合のある場合は、前もって依頼時に事務局へご相談下さい。



診断意見報告書(PDF:15KB)、



診断意見報告書(ワード:17KB)

6. 「がん診療画像レファレンスデータベース」への症例登録について

コンサルタントからは、診断意見報告書と同時に教育的価値が高いと思われる症例が推薦されます。推薦された症例は、国立がんセンター内の評価・審査を経て「がん診療画像レファレンスデータベース」に登録され、放射線科医をはじめとする医療従事者の知識・技能に益することを目的としてインターネットを通じて公開されます。このプロセスでは症例はすべて受付番号のみで扱われ、患者個人情報保護に十分配慮して進められます。

実際に症例が推薦された場合あらためて依頼者(もしくは依頼者所属施設)許諾について事務局より書面にて再度お伺い致します。各施設の院内規程に照らして検討し、必要事項を記入のうえ返送して下さい。

7. 診断意見報告後の経過報告について

CIS画像診断コンサルテーション後経過報告書(以下、経過報告書) 必須

診断意見報告書の活用状況や治療方針決定への影響、病理学的検討結果などその後の臨床経過について、意見書報告後6か月を目安に経過報告書を事務局まで電子メールにて送付して下さい。組織学的診断と意見報告書の診断との比較による診断精度の確認とコンサルタントへのフィードバック、画像診断コンサルテーションの有用性を検討する資料とし、今後のコンサルテーション支援方針の指針として価値ある情報の提供にご協力をお願いします。



経過報告書(PDF:17KB)



経過報告書(ワード:20KB)

経過報告書には患者の特定につながる患者氏名やイニシャル、カルテ番号などは記載せず、受付番号のみを記載して下さい。

経過報告書提出前に依頼者が移動になる場合などには、担当責任者への引継ぎを行いその旨事務局までご連絡下さい。

8. 今後のサービスについて

平成19年度から、診断依頼や受付、受付番号通知、診断意見報告、経過報告などのオンラインサービスが事前登録ユーザーのみを対象として開始され、業務の効率化とともにセキュリティも強化される予定です。

平成19年度のシステムの本格稼働後は、依頼対象となる検査部位や臓器の制限を撤廃し、全臓器に関しての画像診断コンサルテーションを本格的に開始する予定です。その際には手順の詳細も含めて当事務局のサービスページも改訂されます。

9. FAQ

Q. 診断意見書の返事はいつくるのですか？早くならないですか？

A. 依頼受付日より7日以内を想定しています。平成19年度から導入を予定しているシステムが完成し、業務が軌道にのれば時間短縮は可能と思われますし、そのような目標を立てています。

Q. 対象臓器が平成18年度中は腹部のみということですが、その他の臓器の診断コンサルテーションは行わないのですか？

A. 段階的に対象臓器を拡大しております。平成19年7月頃には制限の撤廃を完了し、登録コンサルタント名を公開する予定です。

10. お問い合わせ等 連絡先

〒104-0045

東京都中央区築地5-1-1

国立がんセンター がん対策情報センター

臨床試験・診療支援部 CIS画像診断コンサルテーション事務局

担当:女屋博昭(責任者)、大地洋代(事務)

電話:03-3542-2511(内線:2446, 2445) ファックス:03-3547-5013

E-mail: radconsult@ml.res.ncc.go.jp



国立がんセンター がん対策情報センター
がん情報サービス

TOP > [がん診療支援](#) > [病理診断コンサルテーション・サービス](#)

病理診断コンサルテーション・サービス

更新日:2007年06月05日 掲載日:2006年10月01日

1. CIS病理診断コンサルテーション・サービスについて
2. このサービスのしくみ
3. 利用にあたってご了解いただく事項
4. コンサルテーション依頼のしかた
5. 診断意見報告書の発行・送付について
6. 「がん診療画像レファレンスデータベース」への症例登録について
7. 今後のサービスについて
8. FAQ
9. お問い合わせ等 連絡先

がんが疑われる病変の病理診断について、全国のがん診療連携拠点病院の病理医から、各臓器がんを専門とする病理医への相談(コンサルテーション)をお受けします。コンサルテーションしたい標本をお持ちの方は下記をお読みになり、「4. コンサルテーション依頼のしかた」に従ってご依頼下さい。

1. CIS病理診断コンサルテーション・サービスについて

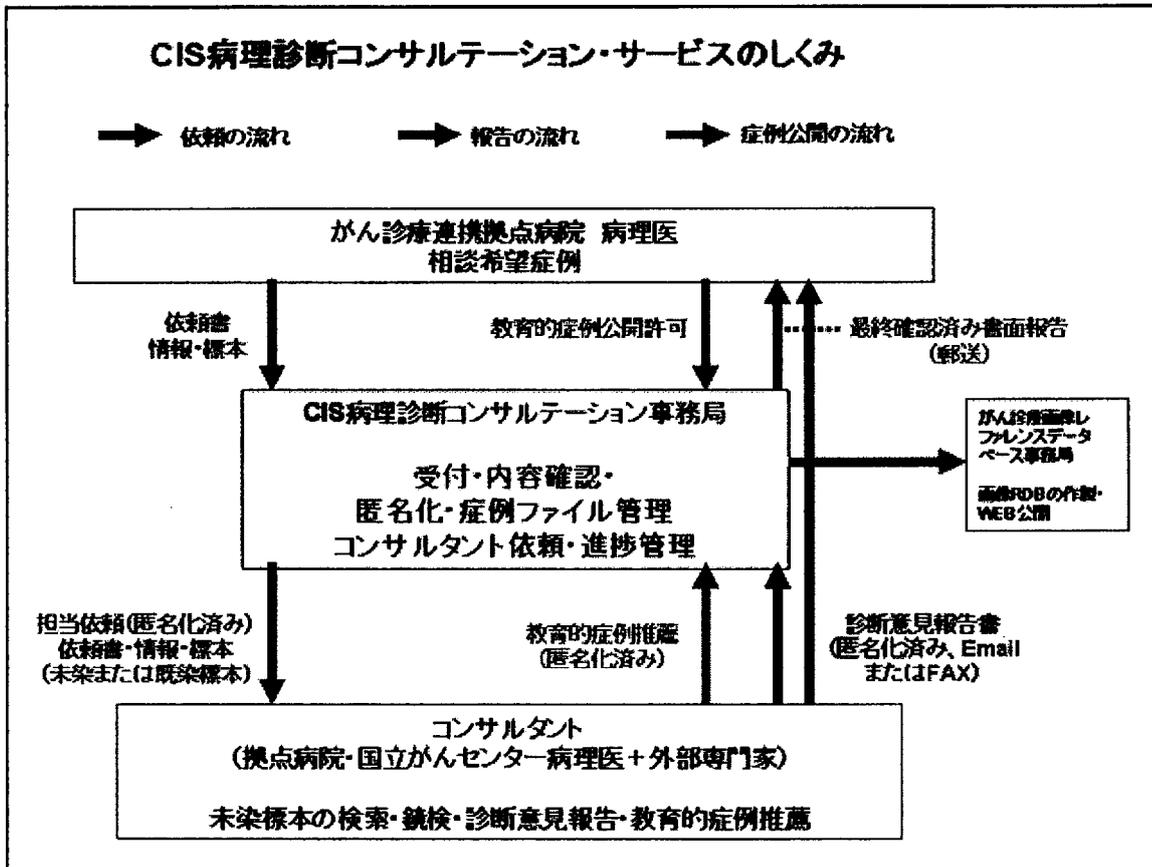
がん対策情報センターが提供するこの「CIS病理診断コンサルテーション・サービス」は、がん診療連携拠点病院にあってがんの病理診断に従事している病理医を支援するものです。各病院の病理医はさまざまな臓器・領域のがんの病理診断を行います。日常業務のなかではその臓器・領域の専門家でないとなかなか診断の難しい病変に稀ならず遭遇するものです。また、それぞれの診療科から要求される病理診断情報は日々高度に専門化し、病理医にも高い専門性を求められるようになってきています。そこで、各臓器がんの病理診断の経験の多い病理医にコンサルタントとして協力をお願いし、より専門性の高い診断意見を提供してもらって、全国のがん診療連携拠点病院の病理診断報告に役立ててもらうことが、このコンサルテーション・サービスの最大の目的です。

あわせて、各病院から診断意見を求めてこのサービスに集まってくる病変のなかには、がんの診断に従事する病理医が是非経験しておくべき教育的示唆に富む病変や、誰しもが注意すべき病変、なかなか経験できない稀な病変などが含まれているはず。こうした貴重な経験を画像アーカイブ情報として整理し、全国の病理医が効率よく共有できるようデータベース化して積み重ねていくことがこのサービスのもうひとつの目的です。

CIS病理診断コンサルテーション事務局は、これらサービスのコーディネーターとなります。このCIS病理診断コンサルテーション・サービスを上手に利用していただき、直接・間接にわが国のが

ん診療の均てん化、病理診断技能の向上に役立てられるものに育てていきたいと願っています。

2. このサービスのしくみ



3. 利用にあたってご了解いただく事項

1) 利用できる方および対象標本について

厚生労働省の指定する「がん診療連携拠点病院」に所属し、日本病理学会会員である病理医であり、がんが疑われる症例(生検標本・手術標本の組織診断)の病理診断を専門家に相談したい方からのコンサルト依頼をお受けします。手数料はいただきません。

臨床医、患者さんご本人やご家族などからの直接のご依頼はお受けできません。必ず各病院の病理医を介してご依頼下さい。

細胞診、剖検診断については、標本管理やコンサルタントの負担等、運用上の制約から当面コンサルト依頼をお受けできません。

2) 個人情報保護について(重要)

本サービスのすべてのプロセスにおいて、依頼者は、患者の特定につながる情報(氏名、イニシャルなど)を依頼書やプレパラート、その他添付資料に記載しないで下さい。病理診断に重要と

考えられる情報(居住地、職業等)を用紙に記載する場合でも患者の特定につながらないようにご配慮下さい。プレパラートには、依頼書と照合可能な標本番号のみを記載して下さい。

事務局で受付した依頼症例には、事務局にて独自の受付番号を発行し、依頼者にご連絡します。事務局では、依頼者から送付された標本番号と受付番号の対応表を作成し、厳重に保管します。コンサルタントに送付する依頼書や各資料からは標本番号を抹消(書き換え、または目隠しテープ貼付など)して、事務局が発行した受付番号のみを伝えます(匿名化)。従って、診断意見報告書は受付番号によって作成され、返送されます。

コンサルタントからは、診断意見報告書提出と同時に教育的価値が高いと思われる症例が推薦されます。推薦された症例は、国立がんセンター内の評価・審査を経て「がん診療画像レファレンスデータベース」に登録され、インターネットを通じて一般公開されます。このプロセスでは症例はすべて受付番号のみで扱われ、患者個人情報保護に十分配慮して進められます。作業遂行にあたって必要な依頼者(もしくは依頼者所属施設)の了承について、あらかじめ依頼書に記載をお願いしていますが、実際に症例が推薦された場合あらためて許諾について事務局より再度お伺い致しますので、よろしくご協力願います。

3)コンサルタントについて

本サービスのコンサルタントとして、各臓器・領域のがん病理診断の専門家に協力をお願いします。主として厚生労働省が指定した「がん診療連携拠点病院」および国立がんセンター中央病院および東病院の病理医に当方事務局より協力依頼し、さらに一部はそれ以外の外部専門家の協力も仰いでいます。コンサルタント一覧をご覧ください。

ご依頼の症例を相談するのに適切なコンサルタントを事務局が選び、担当を依頼します。コンサルタントが決まったら事務局より依頼者にご連絡します。

特定のコンサルタントを指名したい依頼者は、依頼書の備考欄に記載して下さい。なるべくご希望に沿うよう配慮します。

コンサルタントから依頼者へ、臨床情報提供などに関して直接連絡をとる場合がありますのでご協力下さい。ただし、追加標本・資料などを送付する場合は、ご面倒でも必ず事務局を通して「匿名化」の手続きを受けて下さい。

4)診断意見報告書について

本サービスで提供される診断意見報告書は、各依頼施設における病理診断報告書作成過程での参考としていただくためのもので、施設診療記録としての病理診断報告書に代わるものではありません。各施設における病理診断の最終責任は依頼者にあることを確認して下さい。

5)コンサルト症例の二次利用について

がんの病理診断に従事する病理医に対して教育的価値が高いと思われる症例をコンサルタントから推薦を受け、依頼者の許諾を得たのち、国立がんセンター内の評価・審査を経て「がん診療

画像レファレンスデータベース」に登録します。「がん診療画像レファレンスデータベース」は、医療従事者向け情報としてインターネットを通じて一般公開されます(上記「2)個人情報保護について」をご参照下さい)。匿名性は一貫して保持されます。

コンサルテーションを依頼された症例の報告の際には、その出所である依頼者に優先権があると考えられます。コンサルタントが依頼症例を学術研究資料として使用する際には依頼者の同意のほか、患者の同意を含め各診療施設の倫理規程を遵守することが必要です。その際には、依頼者にご協力をお願いいたします。また、依頼者が症例報告をする場合でもあらかじめコンサルタントとよく話し合ってください。また、当方事務局にも事前にご一報下さい。

6) 一般的な注意について

コンサルタントからの診断意見報告までは、依頼受付後およそ2週間前後を要するものと予想されます。

診断の最終責任は依頼者にあることに留意して下さい。

コンサルタントには無報酬で検討と診断意見報告を依頼するので、コンサルタントにとって過度の負担とならぬよう的確な依頼書の作成と標本の送付を心がけて下さい。また、特染の無理な依頼、過度の枚数の標本の送付、所見の記載不備などが生じないよう配慮願います。

回答が遅れている時やその他の問い合わせは事務局まで連絡下さい。

4. コンサルテーション依頼のしかた

コンサルテーションしたい標本をお持ちの方は、下記をそろえて事務局あてに送付して下さい。送料は依頼者のご負担下さい。

1) CIS病理診断コンサルテーション依頼書(以下、依頼書) 必須

 PDF(97KB)または  ワード形式(28KB)でダウンロードできます。必須事項をみれなく記入して下さい。コンサルタントとして希望される方があれば、記入して下さい。必ずプリントアウトして送付標本に添付して下さい。

依頼書には患者の特定につながる患者氏名やイニシアル、カルテ番号などは記載せず、標本番号(送付プレパラートと照合可能な番号であること)のみを記載して下さい。

2) プレパラート 必須

コンサルテーションしたい標本につき、(1)(2)両方をご用意下さい。

(1) HE染色標本1セット

(2) 免疫染色用の未染標本10枚前後(シランコートされたスライドグラスで作製されたもの)

プレパラートは、破損しないようケースやパッキングなどを利用して梱包して下さい。送付いただいたプレパラートは、残余未染標本も含めて原則として最終的にはコンサルタントの手元に保管されるものとお考え下さい。

*どうしても未染標本が用意できない場合は、事務局へご相談下さい。

送付に際し、ガラス標本が破損しないよう十分注意して下さい。また封筒の破損、標本とケースあるいは標本同士の粘着も多くみうけられるので注意して下さい。患者の特定につながる患者氏名やイニシアル、カルテ番号などは記載せず、標本番号(依頼書記載と照合可能な番号であること)のみをプレパラートに記載して下さい。

3) 依頼書に付帯する臨床資料

依頼者は、診断の参考となると思われる肉眼写真、X線写真、電顕写真なども可能な範囲でご用意のうえ、依頼書・標本とともに送付して下さい。紙面での送付を含めて媒体や形式は問いませんが、できるだけ電子ファイルとして送付いただくと助かります。ただし、いずれも原則として返却はできないので、複製していただく等ご注意ください。

送付資料には患者の特定につながる情報(氏名、イニシアル、患者カルテ番号など)は記載しないで下さい。X線フィルムなどへの記名にもご注意ください。病理診断に重要と考えられる情報(居住地、職業等)を用紙に記載する場合でも患者の特定につながらないようにご配慮願います。

5. 診断意見報告書の発行・送付について

コンサルタントの診断意見は報告書により回答されます。

報告書は原則として二通りの方法で依頼者に送られます。

- 1) 指定されたアドレスや番号に、コンサルタントから直接電子メール添付またはFAXで送信されます。
- 2) その後、事務局にて内容の整合性等を確認後、書面にて郵送します(これを最終報告とします)。

上記の報告方法で不都合のある場合は、前もって依頼時に事務局へご相談下さい。

6. 「がん診療画像レファレンスデータベース」への症例登録について

コンサルタントからは、診断意見報告書と同時に教育的価値が高いと思われる症例が推薦されます。推薦された症例は、国立がんセンター内の評価・審査を経て「がん診療画像レファレンスデータベース」に登録され、病理医をはじめとする医療従事者の知識・技能に益することを目的としてインターネットを通じて公開されます。このプロセスでは症例はすべて受付番号のみで扱われ、患者個人情報保護に十分配慮して進められます。

実際に症例が推薦された場合あらためて依頼者(もしくは依頼者所属施設)の許諾について事務局より書面にて再度お伺い致します。各施設の院内規程に照らして検討し、必要事項を記入のうえ返送して下さい。

7. 今後のサービスについて

1)平成19年度から、診断依頼や受付、受付番号通知、診断意見報告などのオンラインサービスが事前登録ユーザーのみを対象として開始され、業務の効率化とともにセキュリティも強化される予定です。

2)バーチャルスライドを活用したサービスの提供(平成19年度末ころ)

コンサルタントにバーチャルスライド画像での診断になれてもらう目的で、依頼症例について可能な場合は、従来のガラス標本送付とバーチャルスライド画像の併用を試みます。バーチャルスライド画像との併用により、より迅速なHE染色標本所見での第一次診断意見報告、複数のコンサルト間での診断意見交換、画像データベースへの応用が可能となります。

8. FAQ

(作成中)

9. お問い合わせ等 連絡先

〒104-0045

東京都中央区築地5-1-1

国立がんセンター がん対策情報センター

CIS病理診断コンサルテーション事務局 長谷部孝裕

Email: pathconsult@ml.res.ncc.go.jp

電話: 03-3542-2511 内線2437 (またはセンター内PHS 7096 長谷部)

FAX: 03-3547-5012



国立がんセンター がん対策情報センター
がん情報サービス

TOP > がん診療支援 > 放射線治療品質管理支援

放射線治療品質管理支援

更新日:2007年04月25日 掲載日:2006年10月01日

1. 放射線治療機器の出力調査(物理技術に関する品質管理・品質保証の推進)
2. 放射線治療計画の内容調査(臨床における品質管理・品質保証の推進)

がん治療品質管理推進室では、がん診療連携拠点病院を重点対象として、以下の二つの業務を試験的に開始しました。

1. 放射線治療機器の出力調査(物理技術に関する品質管理・品質保証の推進)

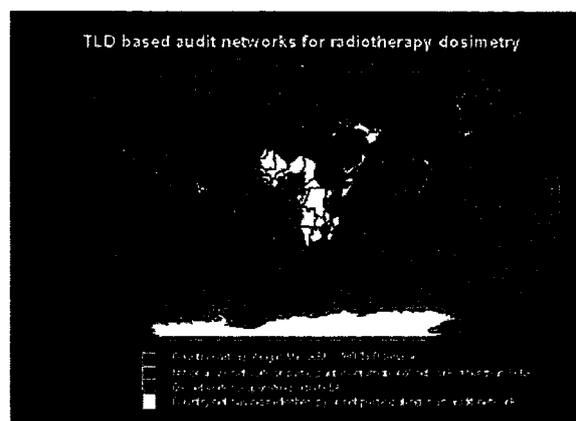
- ・ 第三者評価として、正しい線量が出力されていることを確認します。
- ・ 異常があった場合には、施設の修正作業を支援します。
- ・ 調査活動を通して、物理技術担当者の技能向上を図ります。
- ・ 調査活動を通して、安全管理体制の確立を支援します。

- (1)郵送調査:スクリーニング調査として、放射線治療施設は最低3年に1回、調査を受けることを推奨します。
- (2)訪問調査:スクリーニングである郵送調査に対して、要調査施設に対する「精密検査」に該当します。郵送調査で異常が疑われた施設を重点対象として実施します。現地調査による原因究明および施設へのアドバイスを主たる目的としています。

(背景)

このような第三者評価プログラムは、国際原子力機関(IAEA)、世界保健機構(WHO)を始め世界各国で実施されていますが、日本にはこれまで体系的、継続的なプログラムはありませんでした。第三者評価プログラムがない国は先進国では日本だけ、世界的にも数えるほどしかありません。(右図の黄色、放射線治療施設がない国を含む)。

また、第三者評価プログラムは医療事故防止にも有効であることが言われています。



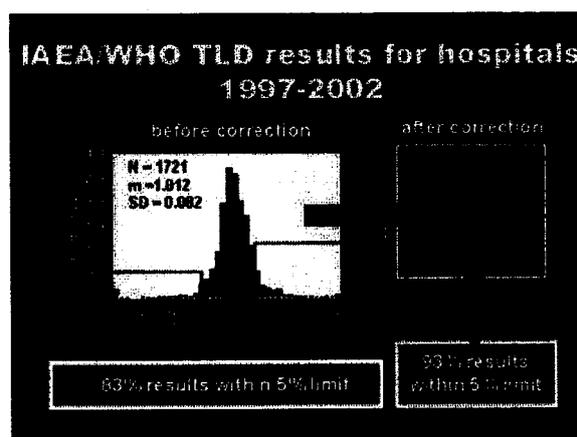
© copyright

(画像をクリックすると拡大表示します:18.1KB)

IAEAとWHOでは115カ国1200施設、欧州品質保証研究所(EQUAL)/欧州放射線腫瘍学会(ESTRO)では主として欧州共同体(EU)の450施設、放射線物理センター(RPC)/M.D.アンダーソンがんセンター(MDACC)では主として米国とカナダの1300施設に対して第三者評価プログラムを実施しています。その他にもEORTC, RTOG, MRCといった臨床試験グループ、あるいは国単位(ベルギー、オランダ、スウェーデン、ドイツ、ニュージーランド、英国など)の枠組みにより、全世界の約60%の施設が第三者評価プログラムに参加しています。

IAEA/WHOで発展途上国を対象とした結果では、5%以上の線量の誤差が当初17%の施設に認められましたが、修正により7%にまで減少・改善しています(右図)。

EQUAL/ESTROやRPC/MDACCなど、先進国における結果では、5%以上の誤差が認められた施設は僅かでしたが、より複雑、先進的な放射線治療に対して、更に評価項目を追加した詳細な第三者評価が必要とされています。



© copyright

(画像をクリックすると拡大表示します:28.9KB)

2. 放射線治療計画の内容調査(臨床における品質管理・品質保証の推進)

- ・ 放射線治療の計画における一連のプロセスが確実に実行されていることを確認します。
- ・ 問題がある場合には、施設の修正作業を支援します。
- ・ 調査活動を通して、治療法の標準化、均てん化、放射線治療専門医の技能向上を図ります。
- ・ 臨床試験においては、実施計画書の規定が遵守されているかを確認します。これにより質の高い、科学的に信頼できる結果を得ることが可能となり、新たな標準治療を確立することができます。

(1)遠隔レビュー:

都道府県がん診療拠点病院や臨床試験参加施設を中心に、3次元・高精度放射線治療計画の内容調査を行います。

施設から電子化・匿名化して提出された診療情報、治療計画情報などを用います。

(2) 訪問調査:

放射線治療機器の出力調査における訪問調査あるいは臨床試験における施設監査と協力して施設を訪問し、施設の品質管理・品質保証プログラムへのアドバイス、治療計画の技術指

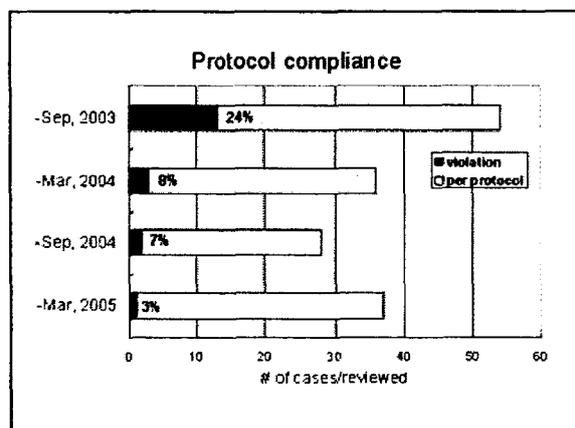
導などを行います。

(背景)

近年の情報技術の革新により、放射線治療もコンピュータを使用したより高度な3次元・4次元治療計画が可能となりましたが、治療計画技術の標準化は進んでおらず、研修体制も整っていません。

欧米では、米国放射線腫瘍研究グループ(RTOG)/先進技術品質保証コンソーシアム(ATC)、欧州がん治療研究機構(EORTC)などで実施された臨床試験における品質管理・品質保証プログラムを通して、治療計画技術の標準化が進められてきました。これによりプログラム導入前にあった大きな施設間較差が、導入後数年間で劇的に減少・改善したと報告されています。またこのプログラムは、臨床試験のみならず、一般診療の質の向上、標準化にも効果的に適応できることが言われています。

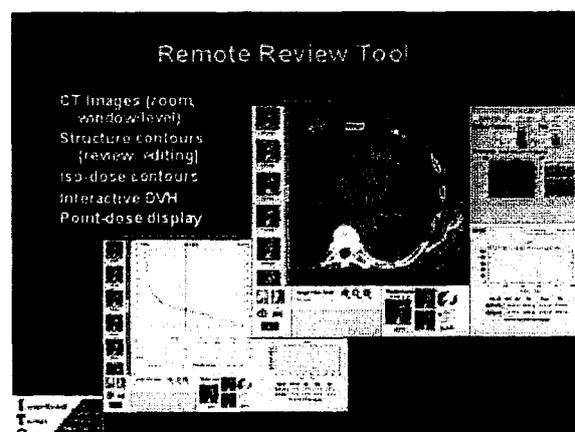
日本の臨床試験においては、プロトコル違反が60%にも及ぶ臨床試験があることが判明し、2002年より日本臨床腫瘍研究グループ(JCOG)の臨床試験で品質管理・品質保証プログラムが導入されました。導入後1年間はまだ24%の違反が見られましたが、現在では5%未満まで減少し、治療計画技術の標準化が図られています(右図)。



(画像をクリックすると拡大表示します: 11.3KB)

また、従来はX線検査や治療記録をフィルムや紙にコピーして評価に用いてきました。しかしながら、コンピュータを用いた最近の3次元治療計画においては、より詳細な項目について治療計画内容の評価が必要となっています。それに伴い必要な情報量が膨大となり、電子化情報を用いた評価システムの構築も必要となっています。

右図は米国のRTOG/ATCで用いられている遠隔レビューツールの一例ですが、がん治療品質管理推進室においても同様の機能をもつレビューシステムを構築して運用します。



© copyright

(画像をクリックすると拡大表示します: 26.3KB)

H19年度にこれらの業務を開始します。現在準備中ですが、調査をご希望の施設は以下までメールあるいはファックスでお問い合わせ下さい。

国立がんセンター がん対策情報センター
臨床試験・診療支援部 がん治療品質管理推進室
電話:03-3542-2511 (内線:2457)
FAX番号:03-3547-5013
E-mail: qcsupport@ml.res.ncc.go.jp
担当:石倉 聡、峯村俊行